

西吾妻福祉病院 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、西吾妻福祉病院組合が開設する西吾妻福祉病院において実施する訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 事業は、要介護・要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業では、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係町村と綿密に連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けられることができるように努める。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称：西吾妻福祉病院

（2）所在地：群馬県吾妻郡長野原町大字大津 746-4

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1名 （常勤・兼務）

管理者は、事業の管理業務全般の責任を負うものとする。

（2）従業者の職種及び員数

医師 1名以上 （常勤・兼務）

理学療法士 1名以上 （常勤・兼務）

作業療法士 1名以上 （常勤・兼務）

従業者は、利用者の状態を把握し、訪問リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、適正な訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする
但し、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

- 第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。通常の実施地域を越えて1kmにつき15円
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町六合地区の区域とする。

(職員の服務規律)

- 第9条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること
 - (2) 常に兼行し留意し、明朗な態度を失ってはならない
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること

(職員の質の確保)

第10条 事業に係る職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第11条 職員の就業に関する事項は、公益社団法人地域医療振興協会西吾妻福祉病院の定める就業規則による。

(職員の健康管理)

第12条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必用な措置を講ずる。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必用な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必用な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は提供した事業に関し、法第23条の規定により町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、町村が行う調査に協力するとともに、町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第16条 職員に対して、職員である期間及び翌員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、職員が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待発生またはその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町村に通報し、町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（身体拘束）

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のために対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする
 - (4) 前3項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 職員は、虐待が発生した場合、速やかに町村へ通報し、町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（その他運営に関する重要事項）

- 第19条 運営規程の概要、職員体制、利用者負担の額および苦情処理の対応については施設内やWeb上に掲示する。

附 側

この規定は、令和2年4月1日より適用する。

令和6年4月1日改定